

平成30年度税制改正の議論が終了した。安倍政権の下では国民負担の議論が長らく途絶えていたが、今回は久々に国民の負担のあり方が議論され、大きな方向感の出た税制改正であった、というのが筆者の印象・評価である。

所得税改革に的を絞って振り返ってみたい。メインテーマは「働き方改革への対応」と「所得再分配機能の強化」の2つで、給与所得者の経費控除である給与所得控除の上限の引下げと合わせて基礎控除の引上げが、若干の増税のもとで決まった。結果、増税になる給与収入は850万円を線引きされた。子育て家庭などが除かれるので、増税世帯の割合は、全体の4%程度といわれている。

わが国の概算経費控除である給与所得控除は、個人事業所得とのバランスということで、所得把握率の差を所得控除で調整するという「ゆがんだ対応」の結果、諸外国に類を見ない過大なものとなっていた。そこで2013年から、控除限度額（1,500万円以上の給与収入に対して245万円の上限）が導入され、その後2度にわたる限度額の引下げ（2017年以降は1,000万円の給与収入で220万円の上限）が行われてきたが、いまだ高いというのがここ数年の政府税制調査会の議論であった。

一方、アベノミクスによる中間層のやせ細り、つまり一部は高所得層へ、残りは低所得層へという現象が生じており、また非正規雇用者の増大などによる所得格差も社会問題になりつつあり、「所得再分配機能の強化」が大きな課題となっていた。

このような状況下で、「働き方改革」が安倍政権の掲げる政策となった。サラリーマンの副業・兼業を推奨したり、クラウドソーシングによるネットワーカーやフリーランスなどの増加という社会変化が生じ、これに税制でも対応す

る必要が出てきた。とりわけ、経費が実額控除となる個人事業主にとっては、給与所得控除とのバランスが問題となり、これが給与所得控除の縮減と基礎控除の引上げという税制改正となった。

もう1つ見逃せないのは、「所得再分配機能の強化」として、給与所得控除の縮減だけでなく、公的年金等控除の縮減や基礎控除の通減・消失も決まったことだ。政府税制調査会は、「所得控除から税額控除への変更」を議論してきた。

これは、英米独仏など他の先進国でも行われてきた改革で、ドイツ・フランスはゼロ税率方式で、米国やイギリスでは所得控除の通減・消失方式で対応してきた。わが国では、所得控除が税制に定着していることや、税収中立で所得控除を税額控除にすると、給与収入500万円程度から増税になることなどを踏まえて、まずは英米の方式で、ということになった。その結果基礎控除は、配偶者特別控除のような階段状の方式の導入となった。通減が始まる給与

収入は2,400万円からで、2,500万円まで消失する。これは一見見えないが、高所得者の負担（限界税率）を相当引き上げる改革であり、今後の増収策にもなる。

今回の改正は、これら3つの問題、つまり「高水準の概算経費控除の見直し」「働き方改革への対応」「所得再分配機能の強化」を一気に行った改革ということができる。所得再分配機能の強化は、現下のわが国の状況の下では必要な改革であろう。

このような所得税の控除の見直しの背景には、消費税率の引上げで、低所得者の負担が相対的に増えるという逆進性をにらんでの思惑もある。これまで所得再分配の議論にはほとんど興味のなかった安倍官邸が初めて応えたといえよう。この流れは今後も続くのであろう。

第 130 回

平成30年度税制改正の評価

中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員

森信茂樹

# 税制之理

ことわり